



障害福祉サービスを利用する場合、

「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」が必要です。

障害者総合支援法・児童福祉法の改正により、居宅介護などの障害福祉サービスを利用する方は、新規サービス利用時・サービス更新時・サービス内容変更時に、「サービス等利用計画」・「障害児支援利用計画」（以下「サービス等利用計画」）の提出が必須となります。

下記を参照の上、「サービス等利用計画」をご提出下さい。

※ただし、介護保険サービスを利用されている方については「サービス等利用計画」ではなく、ケアマネジャーが作成したケアプランの提出をお願いしています。

サービス等利用計画って、なんですか？

- ・障害福祉サービスを利用する障がい者の生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の内容を具体的にプラン化して、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために作成されるものです。
- ・計画には、本人の希望する生活を実現するために必要となるサービスが記載されます。
- ・計画は最初だけではなく、その後有効にサービスが活用出来ているかを確認し、見直ししていきます（モニタリングといいます）。

利用計画は誰が作るのですか？

- ・指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（以下「相談支援事業者」）の相談支援専門員が、ご自宅に伺いサービス利用者やご家族と相談して作成するものと、サービス利用者、家族、支援者が作成する「セルフプラン」の二つがあります。

どんな利点がありますか？

- ・計画をもとに関係者が情報を共有し、一体的な支援を受けることができます。
- ・「相談支援事業者」に作成を依頼する場合、適切なサービス利用の提案を受けることができます。

費用はかかりますか？

- ・利用者の方が負担する費用はありません。
- ・「相談支援事業者」には、市から報酬が支払われます。場合により交通費等実費がかかる場合があります。
- ・セルフプランの場合、市から計画作成者に対する報酬の支払いはありません。

計画がないとサービスの利用は出来ないのですか？

- ・サービス新規・更新・変更時には必ず計画が必要となります。
- ・介護保険サービスを利用している方については、サービス等利用計画の提出は必要ありません。代わりに介護支援専門員が作成したケアプランをご提出下さい。

具体的にどうしたら、良いのですか？

- ・サービスの申請（新規・更新・変更等）がありましたら、後日、「サービス等利用計画案提出依頼書」を送付します。依頼書が届きましたら、裏面「相談支援事業者」にご相談下さい（介護保険サービス利用者を除く）。
- ・セルフプランの作成を検討される方は、市役所障害福祉課にご相談下さい（連絡先裏面）。

主な 障害種別	障害 児指 定の 有無	名称	電話番号	FAX 番号	住所	備考
身体・知的・ 精神	×	社会福祉法人多摩市社会福祉協議会（あんど）	356-0307	356-1155	南野3-15-1 多摩市総合福祉センター3階	
精神	×	社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会桜ヶ丘記念病院	375-6311	375-2100	連光寺1-1-1	
身体・知的	×	啓光相談支援センター	376-5044	376-5099	南野3-15-1 多摩市総合福祉センター1階	
身体・知的・ 精神	×	おもと介護多摩事業所	355-8805	355-8806	落合1-1-30	
身体・知的・ 精神・児童	○	バック多摩	311-0575	311-0576	連光寺3-18-3コート ビレッジ桜ヶ丘1号館	
重度心身障害 者（児）	○	相談支援センターしまだ	374-2101	374-2089	中沢1-31-1	島田療育センターが実施する通所サービス利用者および入所者のみ
知的・精神・ 児童	○	相談支援センターあゆと	316-9200	339-0201	貝取4-3-1-110	
身体・知的・ 精神・児童	○	れすと相談支援センター	373-8925	373-8925	和田1870-2	精神障がい、おもにワークセンターれすと・ワークス多摩通所者のみ
身体・知的・ 精神・児童	○	相談支援センターくぬぎ	375-2583	375-2583	永山3-9 東永山複合施設内	
精神・知的・ 精神・児童	○	マルシェたま障害者相談支援事業所（のーま）	311-2300	311-2737	関戸4-19-5 市立健康センター4階	
知的・精神・ 児童	○	相談支援センターぼわん	311-0828	311-0827	愛宕4-9-22 池田ビル2階	
身体・知的・ 精神・児童	○	相談支援センターカラフル	401-9236	401-9236	諏訪5-6-3	

計画相談支援事業者は、市外事業所の利用も可能です。以下のホームページで検索できますので参考にして下さい。

☆ 東京都障害者サービス情報 <http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/>

◎ 制度に関する問い合わせ

多摩市役所 健康福祉部 障害福祉課 相談支援担当

電話：042-338-6847

FAX：042-371-1200